

## エジプトの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

エジプト・アラブ共和国（英語では「Arab Republic of Egypt」）は、アフリカ大陸の北東部に位置する共和制国家である。北東端のシナイ半島の東はイスラエル及びパレスチナのガザ地区、南はスーダン、西はリビアに接しており、北は地中海、東は紅海に面する。南から北に流れるナイル川と河口のデルタ地帯を除き、国土の大部分（約 95%）は砂漠である。ナイル川河口の東には、地中海と紅海を結ぶ「スエズ運河」<sup>2</sup>という海上交通の要衝がある。首都はカイロ、公用語はアラビア語、通貨はエジプト・ポンドである。国土の面積は約 100 万平方キロメートルで、日本の約 2.7 倍である。約 1 億 233 万人いる国民の約 85%がイスラム教徒（大部分はスンナ派）であるが、キリスト教徒（大部分はコプト派）も少なくない。

紀元前 32 世紀から古代王朝の盛衰を経た後、紀元前 3 世紀までには中央集権国家が形成され、ピラミッド、ヒエログリフ（古代エジプト語の聖刻文字）等の高度な文明が発達した。しかし、その後は、ペルシャ、ローマ帝国、東ローマ帝国、イスラム王朝、オスマン帝国等の支配を受けた。1798 年にナポレオン率いるフランス軍のエジプト遠征<sup>3</sup>を契機として、オスマン帝国軍人のムハンマド・アリーがエジプト総督に就任し、エジプトの近代化を推し進めた。1882 年に英国軍に占領されたが、1922 年、エジプト王国として独立した。第 1 次中東戦争で反英・反王政の機運が高まり、クーデターが発生して王政は廃止され、エジプト共和国が成立した。1971 年に「エジプト・アラブ共和国」（以下「エジプト」という）と改称した。2011 年には、チェルノブイリの「ジャスミン革命」に触発された大規模反政府デモにより（「アラブの春」）、約 30 年間続いたムバラク独裁体制が崩壊した<sup>4</sup>。

エジプト経済を支えるのは、主に、スエズ運河の通航料収入、観光収入、海外出稼ぎ労働者からの送金、原油・天然ガスである。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> スエズ運河は 1869 年に開通した。2015 年には、双方向通行を可能とする新スエズ運河が開通した。

<sup>3</sup> 1799 年、エジプト遠征中のフランス軍兵士により、ヒエログリフを含む 3 種類の文字が刻まれた石碑「ロゼッタ・ストーン」が発見された。現在、「ロゼッタ・ストーン」は大英博物館に展示されているが、エジプトが返還を求めている。

<sup>4</sup> 本稿におけるエジプトの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』（二宮書店、2022 年）256～258 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）179 頁等を参照した。

エジプトでは、フランスのナポレオン法典をモデルとして、民法典、商法典、民事訴訟法典等が制定され、近代法制が整備されたという意味で、大陸法の側面がある。他方で、エジプト憲法は、イスラム教を国教とし、イスラムのシャリーアの諸原則を立法の主要な源泉であるとしている等、イスラム法の影響も強く有している。これらのことから、エジプトの法制度は、大陸法とイスラム法の混合法的なものとなっている。エジプトの法制度は、他の中東諸国に大きな影響を及ぼしている。

## II 知的財産法全般

エジプト憲法の第3章「基本的権利、自由」の66条、67条及び69条は、知的財産法制度を支える憲法上の原則を定めている。

従前、エジプトでは、特許・意匠、商標・商業データ、著作権のそれぞれにつき、単行法が制定・施行されていた。TRIPS協定に合致させるため、2002年に、知的財産権全般を広く適用範囲とする「知的財産権法」<sup>5</sup>が公布された。なお、「知的財産権法」は2015年に一部改正された<sup>6</sup>ほか、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）への加盟を進めるため、2019年にも一部改正された<sup>7</sup>。「知的財産権法施行規則」も公布・施行されている<sup>8</sup>。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、（英米法におけるような先例拘束性は認められていないものの、）事実上、重要な役割を果たしている。

全206条からなる「知的財産権法」の体系は、表1のとおりである<sup>9</sup>。

表1：「知的財産権法」の体系

第1編 特許及び実用新案、 集積回路の回路配置並びに秘 密情報	第1部 特許及び実用新案	第1条～第44条
	第2部 集積回路の回路配置	第45条～第54条
	第3部 秘密情報	第55条～第62条
第2編 標章、商標、地理的 表示及び意匠	第1部 標章、商標及び地理的表示	第63条～第118条
	第2部 意匠	第119条～第137条

<sup>5</sup> 「知的財産権法」の英訳については、下記ウェブページを参照されたい。

<https://www.ecolex.org/details/legislation/law-no-82-of-2002-issuing-the-protection-of-intellectual-property-rights-law-lex-faoc123429/>

<sup>6</sup> 「知的財産権法」の2015年改正は、植物新品種保護に係る4か条の改正である。

<https://www.ecolex.org/details/legislation/law-no-26-of-2015-amending-certain-provisions-of-the-intellectual-property-rights-protection-law-promulgated-by-law-no-82-of-year-2002-lex-faoc184990/>

<sup>7</sup> <https://www.agip.com/news.aspx?id=17941>

<sup>8</sup> 「知的財産権法施行規則」の英訳及び和訳は、下記の各ウェブページを参照されたい。

<http://www.egypt.gov.eg/PDFs/english/Regs%20Law%2082.pdf>

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/egypt-tizai\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/egypt-tizai_kisoku.pdf)

<sup>9</sup> 本稿における「知的財産権法」の和訳は、主に下記リンク先のものを参照した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/egypt-tizai.pdf>

第3編 著作権及び関連する権利		第138条～第188条
第4編 植物品種		第189条～第206条

エジプトは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、特許協力条約 (PCT)、国際特許分類に関するストラスブール協定、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。

知的財産権に関連するエジプトの政府機関としては、①特許及び実用新案については、科学研究技術院の「エジプト特許庁」(Egyptian Patent Office)<sup>10</sup>、②商標及び意匠については、「商標意匠局」<sup>11</sup> (Trademarks and Industrial Designs Office) がある。それぞれ、特許及び実用新案、商標及び意匠の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。また、著作権に関しては、文化省 (言語著作物、視覚芸術、視聴覚著作物、音楽著作物及び録音物)、メディア省 (著作隣接権を通じた放送団体の保護)、情報通信省 (コンピュータ・ソフトウェア及びデータベース) が、それぞれ管轄している<sup>12</sup>。

### III 特許

#### 1 概要

エジプトの現行特許法制度は、「知的財産権法」により形作られている<sup>13</sup>。

「特許」とは、新規であり進歩性を有する産業上利用可能な発明であって、新規の工業製品又は新規若しくは既知の産業上の方法の新規な応用に関連するものをいう。

#### 2 出願

エジプト「知的財産権法」は、先願主義を採用している。

<sup>10</sup> 「エジプト特許庁」のホームページの URL (英語) は、下記のとおりである。

<http://www.egypo.gov.eg/default.aspx?lang=en>

<sup>11</sup> 「商標意匠局」のホームページの URL (アラビア語のみ) は、下記のとおりである。

<http://www.itda.gov.eg/>

<sup>12</sup> Abdel Wahab Moustafa 著「エジプトにおける著作権保護」4 頁。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2016/04/607049179327e0cc596d9fa5f49b9190.pdf>

<sup>13</sup> 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「エジプト」の「制度ガイド」5～13 頁等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr-support/miniguide.html>

エジプト国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、エジプトの代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願書類は、エジプト特許庁に提出する。出願言語は、英語又はアラビア語である。英語で出願した場合はアラビア語翻訳、アラビア語で出願した場合は英訳を、出願日から6か月以内に提出しなければならない。

出願公開制度は採用されていない。

### 3 審査

エジプトは審査請求制度を採っておらず、全件が審査される。

出願から6か月以内に、審査料金を納付しなければならない。納付しない場合、出願は失効する。

日本の特許庁とエジプト特許庁は、特許審査ハイウェイプログラムを実施している（通常型 PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPH）<sup>14</sup>。

特許が登録されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①発見、科学的理論又は算術的方法、②人体又は動物体の診断・治療・外科的方法、③公序良俗に反し、又は環境・人体・動植物の生命・健康を害するおそれがある場合、④ソフトウェア関連発明、⑤臓器、生物組織、生体細胞、自然の生物学的物質、核酸及びゲノム等がある。

また、特許が登録されるためには、新規性、進歩性、産業上利用可能性も必要である。特許が登録されるための要件としての「新規性」とは、①出願日又は優先日前に、発明が国内又は外国において、使用その他の方法により、公衆に利用可能な状態に置かれていないこと、②出願日又は優先日前に、当業者が実施できる方法で発明が開示されていないことを意味し、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。新規性喪失の例外事由としては、出願前6か月以内に国内若しくは国際的な博覧会で発表され、発明が開示された場合がある。

実体審査においては、①出願が、新規性及び進歩性を有し、産業上利用可能性を有する発明で、新規の工業製品又は新規若しくは既知の産業上の方法の新規な応用に関連するものであるか否か、②出願に係る発明が不特許事由に該当するか否か、③出願に係る発明が発明の単一性の要件を満たしているか否か、④当業者が発明を実施できるように記載されているか否か、⑤保護を求める範囲が明確に記載されているか否か、⑥出願に係る発明が微生物に関するものである場合、当該生物の特徴を開示しているか、指定された機関に培養菌が寄託されているか否か等である。

審査官が実体審査を行った後、特許要件を満たしていないと判断した場合、3か月以内に補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、又は応答したが拒絶理由を解消できていないと審査官に判断された場合、出願は拒絶される。出願拒絶又は補正命令を不服とする出願人は、通知から30日以内に、審判請求を行うことができる。

補正書の提出により、拒絶理由が解消され、特許要件を満たすと判断された場合、出願が

<sup>14</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_egypt\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_egypt_highway.html)

認容され、その旨が特許公報により公告される。

#### 4 登録

出願が認容された旨の公告があった日から 60 日以内に、利害関係人は、特許庁に異議申立てを行うことができる。期間内に異議申立てが行われなかった場合、又は異議申立てが行われたものの異議理由が認められなかった場合、特許付与料金を納付することにより、特許証が発行される。

特許権は、登録日から発生する。特許権の存続期間は出願日から 20 年である。

登録日から 3 年又は出願日から 4 年のいずれか遅い方までに実施しない場合、強制実施権の対象となる。

#### IV 実用新案

エジプトの「知的財産権法」は、実用新案制度を採用している<sup>15</sup>。実用新案に対する法制度は、基本的に、特許の場合と同様である。

「実用新案」とは、「現在使用されている装置、道具、設備又はそれらの部品の構造又は構成、又はそれらの製品、製造過程又は製造方法、若しくは手段に対して、新たに追加する構成又は構造」である。

新規である考案及び産業上利用可能な考案は、実用新案登録によって保護される。特許とは異なり、進歩性は要件とはされていない。但し、①公序良俗に反する考案、②環境・人体・動植物の生命又は健康を害するおそれがある考案、③人体又は動物体の診断・治療方法又は外科的方法、④発見、科学的理論、数学的方法、プログラム、計画等には、実用新案登録は認められない。実用新案登録の場合の「新規性」の要件は、特許の場合と同様に、絶対的新規性が採用されている。

実用新案の出願が行われると、方式審査及び新規性等に関する実体審査が行われる。登録要件を満たしていると判断された場合、出願が認容され、その旨が特許公報により公告される。

出願が認容された旨の公告があった日から 60 日以内に、利害関係人は、異議申立てを行うことができる。期間内に異議申立てが行われなかった場合、又は異議申立てが行われたものの異議理由が認められなかった場合、付与料金を納付することにより、登録証が発行される。

---

<sup>15</sup> 本稿の「実用新案」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「エジプト」の「制度ガイド」14～18 頁等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>



実用新案権は、登録日から発生する。実用新案権の存続期間は出願日から7年である。

## V 意匠

エジプトの現行意匠法制度は、「知的財産権法」により形作られている<sup>16</sup>。

「意匠」とは、色の有無を問わず、線又は立体の組合せをいう。但し、その組合せ又は形状は、新規性のある特別な外観を与え、産業上利用可能なものでなければならない。

新規である意匠及び産業上利用可能な意匠には、意匠権が付与される。但し、①形状が基本的に製品の技術又は機能的要件からなる意匠、②紋章、宗教上の象徴、エジプト又は他国の旗又は印章を含む意匠、③使用が公序良俗に反する意匠、④登録商標若しくは周知商標と同一又は類似である意匠等には、意匠権は付与されない。

「新規性」の要件は、特許及び実用新案の場合と同様に、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願に係る意匠が、出願日又は優先日の前に、世界のいずれかにおいて使用又は他の手段により、公衆に利用可能となっている場合、新規性の要件を満たさず、登録を受けることができない。新規性喪失の例外事由としては、出願前6か月以内に国内若しくは国際的な博覧会で発表され、発明が開示された場合がある。

エジプトでは、先願主義及び部分意匠制度が採用されている。

エジプト国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、エジプトの代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願書類は、商標意匠局に提出する。出願言語は、英語又はアラビア語である。

審査官が実体審査を行った後、意匠登録の要件を満たしていないと判断した場合、補正することが命じられる。補正命令に回答しない場合、又は回答したが拒絶理由を解消できていないと審査官に判断された場合、出願は拒絶される。出願拒絶又は補正命令を不服とする出願人は、通知から30日以内に、審判請求を行うことができる。

補正書の提出により、拒絶理由が解消され、意匠登録の要件を満たすと判断された場合、出願が認容され、その旨が意匠公報により公告される。

出願が認容された旨の公告があった日から60日以内に、利害関係人は、異議申立てを行うことができる。期間内に異議申立てが行われなかった場合、又は異議申立てが行われたものの異議理由が認められなかった場合、付与料金を納付することにより、意匠権が付与される。

意匠権は登録日から発生し、その最初の存続期間は出願日から10年であるが、その後、1回だけ更新することができる（合計15年）。更新は、期限の1年前まで、又は期限経過後

---

<sup>16</sup> 本稿の「意匠」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「エジプト」の「制度ガイド」19～23頁等を参照した。  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

3 か月以内に申請しなければならない。

## VI 商標

### 1 概要

エジプトの現行商標法制度は、「知的財産権法」により形作られている<sup>17</sup>。

「商標」とは、商品又はサービスを識別する標識であり、視覚によって認識できる標識をいう。従って、商標は、「特有の方式、記号、単語、文字、数字、図案、象徴、指標、刻印、印章、図、彫刻、特有の色の組合せ、又はこれらの要素の組み合わせによって表わされる名称で、使用されているか又は使用される予定であり、特定の産業製品、農業製品、森林製品、鉱業製品又は任意の商品の識別、又は製品又は商品の起源、品質、保証、サービス条件を示すための名称」であるとされている<sup>18</sup>。例えば、音声や香りは、視覚によって認識できる標識に該当しないため、商標登録を受けることはできない<sup>19</sup>。

団体商標、証明商標、立体商標、連合商標の登録は認められる。

### 2 不登録事由

商標の不登録事由としては、①識別力がない標章、又は製品に対する慣習的な記述若しくは一般的な図柄の組合せである標章、②公序良俗に反する標章、③宗教的象徴と同一又は類似の標章、④国家が採用する紋章、旗章その他の記号又はその模倣、⑤赤十字の記号又はその模倣、⑥本人の同意を得ない個人の肖像又は紋章、⑦出願人が自己の権利を立証できない名誉学位の称号、⑧公衆に誤認を与え又は混同させるおそれがあり、又は商品・サービスの出所その他の質に関する虚偽の標記を含む標章及び地理的表示又はその模倣、⑨未登録周知標章と同一の標章で、未登録周知標章と同一の商品について使用する標章、⑩他人の既登録商標と同一又は類似する商標で、その指定商品と同一又は類似する商品について使用する商標が挙げられる。

### 3 出願・審査

エジプト商標法は、先願主義及び一出願多区分制が採用されている。但し、実務上、商標

---

<sup>17</sup> 本稿の「商標」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「エジプト」の「制度ガイド」24～29頁等を参照した。  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

<sup>18</sup> 前掲「制度ガイド」28頁。

<sup>19</sup> 『アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書』（日本国際知的財産保護協会、2014年）121頁。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/statistics/10453/>

意匠局は、区分ごとに出願をすることを要求してくるといわれている<sup>20</sup>。

エジプト国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、エジプトの代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願書類は、商標意匠局に提出する。出願言語は、英語又はアラビア語である。

出願時における使用義務は無い。

審査官が実体審査を行った後、商標登録の要件を満たしていないと判断した場合、補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、又は応答したが拒絶理由を解消できていないと審査官に判断された場合、出願は拒絶される。出願拒絶又は補正命令を不服とする出願人は、通知から1か月以内に、審判請求を行うことができる。

補正書の提出により、拒絶理由が解消され、商標登録の要件を満たすと判断された場合、出願が認容され、その旨が商標公報により公告される。

#### 4 登録

出願が認容された旨の公告があった日から60日以内に、利害関係人は、異議申立てを行うことができる。期間内に異議申立てが行われなかった場合、又は異議申立てが行われたものの異議理由が認められなかった場合、登録料金を納付することにより、商標登録証が発行される。

商標権は登録日から発生し、商標権の存続期間は出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。更新手続は、各最終年度に行う必要がある。

登録商標は、営業と分離して譲渡することができる。

商標登録後継続して5年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、申立により、当該登録商標を取り消されることがある。

### VII 著作権

#### 1 概要

エジプトの現行著作権法制度は、「知的財産権法」により形作られている。

エジプトはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はエジプトでも保護される。

#### 2 著作物

「著作物」とは、文学、芸術又は科学的な作品（類型、表現の態様、意味、又は創作の目的にかかわらず）をいう。例えば、①書籍、小冊子、記事、会報、及びその他の書面による著作物、②コンピュータ・プログラム、③コンピュータ等の機器で判読できるデータベー

---

<sup>20</sup> 前掲「制度ガイド」24頁。



ス、④録音された講義、演説、説教、及びその他の口述著作物、⑤演劇及び音楽を伴う劇、無言劇、⑥音楽著作物（歌詞の有無を問わない）、⑦視聴覚著作物、⑧建築著作物、⑨線又は色彩を使った描画、彫刻、石版刷り、布地への印刷、及びその他類似の純粋芸術著作物、⑩写真及び類似の著作物、⑪応用美術及び造形芸術の著作物、⑫地形又はポトグラフィー又は建築設計に関する、イラスト、地図、スケッチ及び立体の著作物、⑬二次的著作物（但し、二次的著作物の保護は、原著物に対する保護に影響を与えない）、⑭著作物の題号（創作的なもの）が挙げられる。

①単なるアイデア、手順、体系、操作方法、概念、原理、発見及びデータ、②法律、規則、命令、国際条約、判決、仲裁人の裁定、司法的権能を有する行政委員会の決定等の公的文書（原文か翻訳文であるかを問わない）、③単なる報道機関の情報であるニュース報道には、著作権としての保護は及ばない。但し、上記のもの集合については、集合の選択が配列又は保護に値するような努力によって創造性を有する場合には、著作権としての保護を受けることができる。

### 3 著作権

広義の著作権には、「狭義の著作権（著作財産権）」と「著作者人格権」がある。

著作財産権の種類としては、①複製権、②出版権、③上演権、④放送権、⑤公衆への頒布権、⑥二次的著作物の作成権、⑦貸与権がある。

著作者人格権の種類としては、①公表権、②氏名表示権、③改変権がある。

「知的財産権法」148条は、「著作者の著作権及び自己の著作物を他言語に翻訳する権利の保護は、その著作物のアラビア語への翻訳に関しては消滅するものとする。但し、原著物又は翻訳著作物の初回公表日から3年以内に第三者を通じて又は著作者又は翻訳者自身が直接この権利を行使する場合はこの限りでない。」と規定している。この規定によると、外国語の著作物は、初回公表日から3年以内にアラビア語に翻訳しない限り、アラビア語のパブリックドメインに含まれてしまうおそれがある。

### 4 無方式主義

エジプトでも、日本と同様、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

著作権は登録しなくても法的保護を受けることができるが、エジプトでは、著作権を任意に登録することが認められている。任意で著作権を登録しておくこと、著作権の存在が推定されることとなり、著作権侵害紛争が生じた際に、自己が著作権者であることの立証が容易となる。

### 5 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、著作者の生存期間中及び死後50年間存続する。共同著作物の著作

権は、共同著作者の生存期間及び最後の生存者の死後 50 年間存続する。

著作権者が法人である場合、集合著作物（自然人又は法人の指揮下にある著作者の集団によって作成され、その自然人又は法人の名義及び指示の下で公表が予定される著作物であって、当該参加者の寄与が、その自然人又はその法人が定めた一般的目的に統合され各人の個人的寄与を区別することが不可能なもの）の著作権は、著作物の公表日又は一般公開日のうち先に到来する日から 50 年間存続する。

無名又は変名で公表された著作物に関する財産権は、原則として、著作物の公表日又は一般公開日のうち先に到来する日から 50 年間存続する。

応用美術著作物の著作権は、著作物の公表日又は一般公開日のうち先に到来する日から 25 年間存続する。

数部又は数刊に分かれて構成されている著作物が、時間をおいて分離して公表された場合、著作権の保護期間の起算にあたっては、各部又は各刊が独立した著作物として考慮される。

## VIII 営業秘密

エジプトの現行営業秘密保護法制度は、「知的財産権法」により形作られている。

秘密情報とは、①一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般に知られていない又はありふれていない情報、②秘密であることにより情報が商業的価値を持つ情報、及び③合法的管理者により秘密を守るために採られる効果的な措置の下にある情報をいうものとされている。

「知的財産権法」56 条によると、同法は、医薬品認可のために行われる試験に必要な新規の化学成分を使う薬品又は農薬の認可を求めるために提出された相当な努力を伴う秘密情報についても適用される。しかし、当該情報を受け取った管轄当局は、管轄当局への提出日からそれが秘密ではなくなるまでの期間又は 5 年以下の期間のいずれか先に到来する方の期間中、開示及び不正商業使用から当該情報を保護しなければならない。また、公衆を守る必要がある場合、管轄当局による情報の開示は情報所有者の権利を侵害するとはみなされないものとしている。そうすると、医薬品又は農薬の認可のための秘密情報は、管轄当局への提出日から 5 年間経過した場合や公衆を保護する必要がある場合には、同法では保護されないおそれがある。

## IX エンフォースメント

エジプトにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

## 1 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。また、重大な回復不能な損害の差し迫った脅威が存在する場合、訴訟前又は訴訟中に、仮差止命令を申請することもできる。

民事的手段の法的根拠は、商法 66 条である。同条には、①商取引で遵守されている慣行及び規範に反するすべての行為は不正競争行為であるとみなされ、これには、第三者の商標、商号、特許権又は営業秘密の侵害等が含まれること、②不正競争行為を行った者は、これにより生じた損害を賠償しなければならず、裁判所は、損害賠償に加えて、危害の除去及び有罪判決を受けた侵害者の負担による日刊紙へのその判決の公告を命じる決定をする権限を有することが規定されている<sup>21</sup>。

エジプトにおける知的財産権侵害訴訟は、「経済裁判所」が管轄する。経済裁判所は、2008 年「経済裁判所設立法」に基づき設立が認められ、2008 年 10 月 1 日から業務が開始された裁判所である。知的財産権事件を含む経済事件及び商事事件について管轄権を有する。第一審裁判所及び上訴裁判所がある<sup>22</sup>。訴額が 500 万エジプト・ポンド以下の事件の第一審は第一審裁判所が管轄し、その上訴事件は上訴裁判所が管轄する。訴額が 500 万エジプト・ポンド以上の事件の第一審は上訴裁判所が管轄し、その上訴事件は破産院が管轄する<sup>23</sup>。

エジプトにおける知的財産権侵害の民事訴訟には、以下のようなデメリットがあるため、可能な限り、刑事的手段（刑事訴訟）によって知的財産権侵害者を追及する方がよいといわれている<sup>24</sup>。

①エジプトの裁判所は、知的財産権の問題を政府の専門家に委ねることが多く、専門家は独自の分析を行い、裁判所に対して勧告を行う。このような手続は、司法手続を遅延させ、汚職の可能性が高くなる。また、ほとんどの場合、裁判所は専門家の報告書が推奨する命令を承認するだけである。

②裁判所は通常、請求額と比較して非常に低い賠償額を裁定する。

③判決が下されるまで 4 年かかることもある。

④侵害品の没収・廃棄を命じる民事判決を執行することは、裁判所の廷吏がリソース不足を理由に拒否することが多いため、非常に困難である。に早急な改革が必要な分野である。

## 2 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密、植物品種）侵害のケース

<sup>21</sup> 『知的財産権侵害品に対するエジプトの水際措置に関する調査』（日本貿易振興機構ドバイ事務所知的財産権部、2016 年）51 頁。

<sup>22</sup> 前掲『知的財産権侵害品に対するエジプトの水際措置に関する調査』30 頁。

<sup>23</sup> 前掲『アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書』124 頁。

<sup>24</sup> [http://www.buildingipvalue.com/06MENA/280\\_283.htm](http://www.buildingipvalue.com/06MENA/280_283.htm)

においては、刑事的手段の利用も考えられる。

全ての知的財産権侵害の刑事事件は、「軽罪」に分類される。

検察官は、裁判所に刑事事件を起訴する権限を有する。また、知的財産権者は、民事請求人として刑事訴訟手続に参加することができる。これにより、知的財産権者は、①検察官の主張・立証活動をサポートすることができる、②有罪判決が下された場合、それを民事上の損害賠償請求の証拠とすることができる、③権利者が侵害者に対し積極的に追及しているという姿勢を見せることにより抑止効果を期待できる等のメリットがある<sup>25</sup>。

商標権侵害に基づき刑事訴訟を利用しようとする場合、権利者は登録商標を有すること、及び侵害者は登録商標を有しないことが必要である。

刑事訴訟の刑罰には、拘禁刑と罰金刑の併科又は単科、侵害品及び侵害行為に使用された物の没収、侵害品の廃棄がある。

商標権侵害事案での刑事訴訟の手続の一般的な流れは、次のとおりである<sup>26</sup>。

①商標権の権利者は、侵害停止要求書を被疑侵害者に送達し、商標権を侵害しないよう警告する。

②被疑侵害者が要求書に従わない場合、権利者は、侵害申立書を作成し、貿易産業省の侵害部に提出する。

③商業詐欺対策部がレイド（強制捜査）を実施し、申立人たる権利者の商標と被疑侵害者の商標の類似性に関する技術報告書を作成し、商標局に提出する。

④事件が検察局に送致される。担当検察官が必要な捜査を実施し、事件が軽罪裁判所に移送される。

⑤軽罪裁判所の裁判官は、全ての審理を終えた後、最終公判において判決を下す。

⑥権利者は、軽罪裁判所の判決を受けて、民事訴訟を提起して損害賠償請求を行うことができる。

### 3 税関による水際措置

知的財産権利者にとっては、税関による水際取締りも有効な手段であるといえる。とくにエジプトは、交通の要衝であるため、税関による水際取締りが重要であるといえる。

知的財産権（特許、意匠、商標、地理的表示、著作権、集積回路）の権利者は、被疑侵害品の輸入を阻止するため、エジプトの税関に輸入差止の申立を行うことができる。この場合、税関は、申立を受理して、被疑侵害品の輸入を差し止めることができる。模倣品の到着時にレイド（強制捜査）が行われることもある。権利者は、侵害品の詳細な情報・証拠を提供するとともに保証金（被疑侵害品の総価額の4分の1の金額）を預託しなければならず、他方、輸入者は、税関に輸入書類を提出しなければならない。保証金は、輸入差止が適法かつ合法であることが確認された後、権利者に返却される。税関による輸入差止措置は暫定的な

<sup>25</sup> [http://www.buildingipvalue.com/06MENA/280\\_283.htm](http://www.buildingipvalue.com/06MENA/280_283.htm)

<sup>26</sup> 前掲『知的財産権侵害品に対するエジプトの水際措置に関する調査』48頁・59頁。

ものにすぎず、権利者は、税関により被疑侵害品の輸入が差し止められている 10 日間の期間内に、裁判所から、輸入差止命令を取得しなければならない。裁判所の輸入差止命令の通知を受け取った税関は、裁判所が終局判決を下すまで、貨物を留置することになる<sup>27</sup>。

商標権の権利者は、あらかじめ、エジプト税関に対し、商標の税関登録を申請することができる。申請にあたっては、登録商標の権利証の写しを税関の窓口へ提出する。申請費用は、無料である。一旦、商標を税関登録すると、商標権が有効である限り、税関登録をし直す必要はない。このように商標の税関登録が行われることにより、税関は、どの権利者がどの知的財産権の保護を求めているかを明確に把握するとともに、権利者の代理人の情報を確認することができる<sup>28</sup>。

## X おわりに

以上、エジプトの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、エジプトの法制度は、フランスのナポレオン法典の影響の下で近代法制が整備されたという経緯がある一方、イスラム法の影響も強く残されており、混合法的なものとなっており、理解が困難な面もある。しかし、知的財産法の分野に関しては、「知的財産権法」が制定されており、多くの国際条約にも加盟しているため、比較的理解しやすいものとなっているといえよう。

エジプトは、アラブ世界最大の約 1 億 233 万人もの人口を擁し、比較的若者が多く、伸び盛りの国である。2021 年のアフリカの投資先ランキングでは、エジプトが第 1 位となっている<sup>29</sup>。最近では、首都カイロの人口問題を解決するため、東に約 50 キロメートル離れた郊外の砂漠地帯に、首都機能を備えた「新行政首都」の建設が進められる<sup>30</sup>等、さらなる発展が期待されている。エジプトは地中海と紅海を結ぶスエズ運河を有するという地政学的な重要性だけでなく、エジプト経済の成長性等を考えると、今後も、エジプトの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15670』（経済産業調査会、2022 年、原題は「世界の知的財産法 第 45 回 エジプト」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>27</sup> 前掲『知的財産権侵害品に対するエジプトの水際措置に関する調査』60 頁・64 頁。

<sup>28</sup> 前掲『知的財産権侵害品に対するエジプトの水際措置に関する調査』64～65 頁。

<sup>29</sup> <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/65287fbff39ec606.html>

<sup>30</sup> <https://www.sankei.com/article/20211215-VDVVTAWL5NLT5LO2ZUQJMUIU3A/>